

各種相談

町民相談 問 住民課 住民相談班 ☎ (内線) 3319

法律相談《完全予約制》	3月4日(金)・17日(木) 午前10時～午後3時 ※4月は1日(金)・21日(木)
司法書士法律相談	3月9日(水) 午後1時～4時
行政書士相談	3月10日(木) 午後1時～4時
交通事故相談	3月23日(水) 午後1時～4時
不動産相談	3月24日(木) 午後1時～4時
消費生活相談	3月3日・7日・10日・14日・17日・24日・28日・31日 午前10時～午後3時
人権・行政こまりごと相談	3月11日(金) 午前10時～11時30分

- ※ 法律相談は弁護士が対応します。予約は相談日の7日前から受け付けます(その日が祝日の場合は翌開庁日から)。
- ※ 法律相談以外は予約優先です(予約がない場合は、当日の受け付けもできます)。
- ※ 相談当日は、住民相談班へお越しください。
- ※ 相談窓口が分からないときは、お気軽にお問い合わせください。

教育相談 問 教育相談専用電話 (教育委員会 教育開発センター) ☎ 046 (206) 1061

子どもも保護者も地域の方も、一人で悩まないで、まずここに相談

子どもや保護者が抱えるさまざまな悩みについての相談窓口です。



専門的な支援が必要な場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを紹介します。

来所相談 出張相談 電話相談

毎週月曜～金曜(祝日を除く)午前9時～午後4時
※ 来所相談、出張相談をご希望の場合は、まず電話でご連絡ください。出張相談はラビンプラザ、レディースプラザで行います。

ハローワーク就労相談会 問 商工観光課 商工労政班 ☎ (内線) 3524

一般就労相談会 3月10日(木) 午後1時～3時 役場1階町政情報コーナー

在宅医療相談 問 厚木医師会在宅医療相談室 ルリアン ☎ 046 (240) 0393

専門医や訪問介護など、在宅医療に関する電話相談 毎週月曜～金曜(祝日を除く) 午前9時～午後5時

用 施設ガイド

問 スポーツ・文化振興課 ☎ (内線) 3632

スポーツ施設の抽選予約

- 田代運動公園・三増公園(テニスコートのみ)
- 第1号公園・体育館、第2号公園
- 坂本運動場・体育館
- 志田運動場
- 小沢ソフトボール場

今月の抽選予約	抽選結果
6月利用分	4月2日(土)

※ 当選者は4月末日までに本予約をしてください。末日までに本予約をしなかった場合は、翌日から空き施設として開放します。

※ 厚木市・清川村のスポーツ施設も予約できます。

3月の休館日・休園日

第1号公園	毎週火曜日
田代運動公園、三増公園陸上競技場	毎週火曜日、23日(水)
町民活動サポートセンター	毎週水曜日、12日(土)午後1時まで
文化会館	毎週火曜日
ラビンプラザ、レディースプラザ	29日(火)
図書館	毎週火曜日、2日(水)
郷土資料館	毎週月曜日(21日・28日を除く)、22日(火)

お楽しみクイズ

今月号の広報あいかわを読んで、クイズに挑戦してください。正解者の中から抽選で3人の方に、図書カード(1,000円分)と、愛川町オリジナルデザインのマスクケースをプレゼントします!!

県内の市町村が発行・発表した広報紙や映像を対象に、優秀な作品を選出する「令和3年神奈川県広報コンクール」で愛川町は映像部門の「最優秀賞」を受賞しました。

受賞作品で、波瀾万丈の歴史が描かれた中津台地に、戦時中あったものは、次のうちどれでしょうか。

- ① 桑畑 ② 飛行場
③ 燃糸工場



ヒントは作中のこのシーン!

2月1日号の答え: ① 郷土資料館

当選者: 吉岡敏子さん、傍和利子さん、武内せつ子さん

応募方法: 町内在住の方で、1人1通に限ります。答え・住所・氏名・年齢・電話番号と、本紙の感想を必ずご記入の上お送りください。

締め切り: 3月8日(火) 郵送の場合は当日消印有効
宛先: ◆はがき 〒243-0392 角田251-1 愛川町役場 総務課 広報・シティセールス班
◆ファクス 046 (286) 5021
◆電子メール e-mail@town.aikawa.kanagawa.jp

日 = 日時 所 = 場所 人 = 対象・定員 師 = 講師・指導 費 = 費用 物 = 持ち物 他 = その他の事項 申 = 申し込み

 お知らせ

休日納税・相談窓口

町県民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料が納められ、納税相談もできます。

日 3月26日(土)・27日(日)
午前8時30分～午後5時

所 役場1階税務課

今月の納税・納付期限

【国民健康保険税】第10期分

【介護保険料】第10期分

【後期高齢者医療保険料】第9期分

● 納期限は、3月31日(木)です。

厚木児童相談所 移転のお知らせ

厚木児童相談所は4月1日(金)に新築移転します。

なお、一部業務については、3月20日(日)から下記移転先にて行います。

● 移転先
厚木市水引2-11-7

問 厚木児童相談所
☎ 046(224)1111(代)

● 移転先電話番号(3月20日から)
☎ 046(240)6430



保健師から

歯と口腔の健康(健口)づくり

歯と口腔の健康は、全身の健康を保つためにも重要な役割を果たします。さらに、口から食べる喜びや楽しみなどを通じ、精神的な健康にも影響します。

【全身との関わり】

歯周病にかかると、糖尿病や動脈硬化を引き起こすなど、全身の健康へ影響することが報告されています。また、口腔機能が低下すると、誤嚥性肺炎を起こしたり、栄養が十分に摂取できなくなったりします。

【お口の健康を保つために】

■セルフケア

日々のお手入れには、歯ブラシや歯間清掃具(フロスや歯間ブラシ)、洗口液など、口の状態に合わせたものを取り入れたケアが重要です。

洗口液は、奥歯や歯と歯茎の隙間など、通常の歯磨きではケアすることが難しいところまで成分が広がるのが利点です。

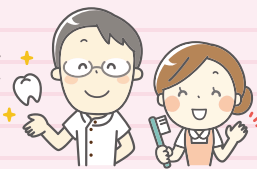
入れ歯を使用している方は、入れ歯のお手入れも忘れずに行ってください。



■プロフェッショナルケア

口の中は複雑な構造をしており、細菌を100%除去することはできないといわれていますが、歯科医や歯科衛生士など、プロの手を借りれば可能な限りゼロにすることができます。

歯科検診の受診もお勧めします。



■歯周病予防

60歳代では、なんと50%以上の方が歯周病により歯を失っています。歯周病を予防するためには、丁寧な歯磨きとともに、デンタルフロスや歯間ブラシを使用した歯間清掃が効果的です。

最新の情報、町ホームページをご覧ください。担当の各課へお問い合わせください。

保健ガイド

お問い合わせは健康推進課へ
☎(内線)3341

お子さんの歯科保健指導

- 日 3月24日(木)
新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、対象年齢ごとに受付時間を分けてご案内します。詳しくは通知でご確認ください。
- 所 健康プラザ2階健診室
- 物 母子健康手帳、問診票、歯ブラシ、バスタオル
- 他 2歳児歯科健診では、身長・体重測定も行います。

歯科保健指導	対象
むし歯予防教室	令和3年2月生まれ
2歳児歯科健診	令和2年2月生まれ
	令和元年8月生まれ

対象者には3月上旬に必要な書類をお送りしますので、届かない場合はご連絡ください。育児について心配事のある方は、保健師・栄養士が相談をお受けします。

乳幼児の健康診査

- 1歳6カ月児・3歳6カ月児健康診査
対象の方には3月下旬に必要な書類を送付しますので、届かない場合はご連絡ください。
- 所 健康プラザ2階健診室

対象	日 ち	持 ち 物
1歳6カ月児 (令和2年9月生まれ)	4月27日(水)	母子健康手帳、問診票、歯ブラシ、バスタオル
3歳6カ月児 (平成30年9月生まれ)	4月12日(火)	母子健康手帳、問診票、歯ブラシ、バスタオル、当日の朝の尿、視力・聴力の調査票(記入済みのもの)

- 4カ月児・10カ月児健康診査
新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、4カ月児・10カ月児の健康診査は協力医療機関での個別健診となります。対象になる前月の下旬に個別通知を送付しますので、詳しくは通知をご覧ください。
- 日 4カ月児健診は、満4カ月になった日から満5カ月になる日の前日まで。10カ月児健診は、満10カ月になった日から満11カ月になる日の前日まで。新型コロナウイルス感染症の影響でこの期間内に受診できなかった場合は、2カ月の延長が可能です。



すくすく親子健康相談

お子さんの発育・発達の確認や予防接種などの育児相談を、保健師・栄養士・看護師がお受けします。

- 日 3月17日(木)
午前9時30分～11時
- 所 健康プラザ2階健診室
- 人 町内在住で、就学前のお子さんと保護者
- 物 母子健康手帳
- 申 予約の必要はありませんので、当日直接会場へお越しください。

ヘルスあつぷ相談

大人の方の生活習慣病や健康・食事などに関する相談を、保健師・栄養士・看護師がお受けします。身体測定、体脂肪測定、血圧測定なども行います。健康度見える化コーナーの機器も予約制で使用できます。

- 日 3月22日(火)
午前9時30分～11時
- 所 健康プラザ1階多目的室
- 人 町内在住で40歳以上の方
先着10人
- 申 3月18日(金)までに健康推進課へ。

産後ケア 「赤ちゃんパパとママの教室」

赤ちゃんとのふれあい遊び、身長・体重測定、育児・栄養・母乳に関する個別相談、お友達づくりなどを行います。

- 日 3月15日(火)
午前9時30分～11時30分
- 所 健康プラザ2階健診室
- 人 町内在住で、1歳未満のお子さんをお持ちのお母さん、お父さん。特に、出産後の体調や育児について不安がある方、赤ちゃんとの関わり方について学びたい方など。
- 物 母子健康手帳、バスタオル(赤ちゃん用)、赤ちゃんに必要なもの(おむつ、ミルクなど)
- 申 3月9日(水)までに健康推進課へ。

厚木保健福祉事務所 からのお知らせ

厚木保健福祉事務所を会場に、健康・福祉に関する相談・検査などを実施しています。事前に電話で予約をしてください。

- 申 厚木保健福祉事務所
☎046(224)1111(代)

精神保健・認知症相談

心の病気、アルコール・薬物などの依存症、認知症の相談。

- 日 月に3回程度。
日時はお問い合わせください。

専門的栄養相談

難病や合併症の方、そのご家族のための食事相談。

- 日 日付は個別に調整します。
午前9時30分～午後4時

療育歯科相談

病気や障がい、発達の遅れなどがある3歳未満児を対象とした歯科相談。

- 日 月に2回程度(火曜または水曜)。
日付はお問い合わせください。
午前9時～正午、
午後1時30分～4時

エイズ、梅毒の無料検査・相談

匿名・無料で受けられます。相談は、随時受け付けています。

- 日 月に2回程度(木曜)。
日付はお問い合わせください。
午後1時20分～3時

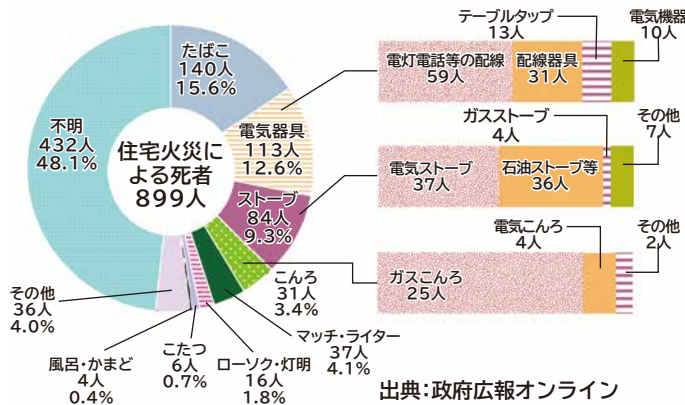
日=日時 所=場所 人=対象・定員 師=講師・指導 費=費用 物=持ち物 他=その他の事項 申=申し込み

■紙おむつ等購入費助成申請の提出期限は3月31日(木)まで
まだ申請していない方は、お早めに手続きをお願いします。
問 在宅で介護を受けている高齢者の方などに、紙おむつなどの購入費を助成しています。

春の火災予防運動 3月1日(火)～7日(月)

空気が乾燥し火災が起こりやすい時季です。尊い命や大切な財産を火災から守りましょう。

全国の火元別死者発生状況(令和2年)



火元は「たばこ」「電気器具」「ストーブ」

令和2年に全国で起きた住宅火災で亡くなった人は899人。主な火元は、「たばこ」「電気器具」「ストーブ」です。火災の多くが、これらの火元から布製品などに移り燃え広がることで発生しています。

亡くなった理由の半数が「逃げ遅れ」

亡くなった899人のうち、約72%にあたる645人が65歳以上の高齢者です。また、病气や体が不自由なため、あるいは熟睡していたための「逃げ遅れ」が448人と半数を占めています。

住宅火災 命を守る10のポイント

火災の発生を防ぐ

4つの習慣



① 寝たばこは絶対にしない、させない

たばこ

② ストーブの周りに燃えやすいものを置かない



ストーブ



③ こんろを使うときは火のそばを離れない

こんろ

④ コンセントのほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く



電気器具

火災を防ぐ、万が一に備える

6つの対策

- ① 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろなどは安全装置の付いた機器を使用する
- ② 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
- ③ 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは防災品を使用する
- ④ 火災を小さいうちに消すために、消火器などを設置し、使い方を確認しておく
- ⑤ お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく
- ⑥ 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

放火を防ごう!

～安全安心のまちづくりをめざして～

放火を防ぐためには、一人一人が放火・火災に対する危機意識を持ち、放火対策を心掛けるだけでなく、地域全体で放火されない、させない環境づくりに取り組むことが必要です。

■ 放火による火災を防ぐ6のポイント

- ① 建物の周囲は整理整頓し、新聞紙や段ボールなどの燃えやすいものを置かない
- ② 夜間、建物周囲の照明を点灯して明るくする
- ③ 物置や車庫には必ず施錠する
- ④ 車やオートバイのカバーは防災品を使う
- ⑤ ごみは収集日の朝に、指定場所へ出す
- ⑥ 近隣住民と親睦を深め、地域ぐるみで放火対策をする



消防団員が火災予防を呼びかけ

春の火災予防運動期間中に消防団員が管轄エリアを巡回し、火災予防を呼びかける広報活動を実施します。



消防課 予防班 ☎046(285)3131